

仕様書（案）

件名) 令和3年度 マイクロソフトライセンス調達（単価契約）

令和3年10月

東日本高速道路株式会社

目次

1. 総則	2
1-1. 目的	2
1-2. 調達概要	2
1-3. 契約期間	2
1-4. 納入場所	2
1-5. 用語の定義	2
1-6. 監督員の設置	3
2. 納入するライセンス	4
2-1 共通情報	4
2-2 ライセンスの種類及び予定数量	4
3. ライセンスの納入	5
3-1. 納入依頼	5
3-2. 納入物	5
3-2-1. 発注書等の提出	5
3-2-2. ソフトウェアの納入	5
3-3. 代金の支払	5
4. 秘密保持事項	5
4-1. 目的	5
4-2. 定義	5
4-3. 情報の明示	6
4-4. 目的外の使用	6
4-5. 取得の制限	6
4-6. 適切な管理	6
4-7. 利用者の制限	6
4-8. 資料の持ち出しの禁止	6
4-9. 複写又は複製の禁止	6
4-10. 守秘義務	7
4-11. 契約期間終了後の取扱い	7
4-12. 第三者への委任等について	7
4-13. 調査及び報告	7
4-14. 事故時の対応	7
4-15. 事故時の責任分担	7
4-16. 電磁記録媒体等の取扱い	7
5. その他	8
5-1. 疑義	8

1. 総則

1-1. 目的

本仕様書は、東日本高速道路株式会社(以下「発注者」という。)が行う「令和3年度 マイクロソフトライセンス調達(単価契約)」(以下「本調達」という。)に適用するものとし、本調達に係る契約書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、本業務に係る必要事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

なお、契約書は、発注者が指定する購入契約書(単価契約)(以下「契約書」という。)を使用するものとする。

1-2. 調達概要

本調達は、本仕様書 2-2 に記載する仕様を満たすソフトウェアライセンスの一式(以下「ライセンス」という。)を調達するものである。

1-3. 契約期間

契約期間は、契約締結日の翌日から令和7年5月31日までとする。

1-4. 納入場所

東日本高速道路株式会社 本社

住所：東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング内

1-5. 用語の定義

契約書及び仕様書等(以下「契約書類」という。)に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「監督員」とは、契約書第3条第1項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。
- (2) 「指示」とは、本調達の監督員が本調達の受注者(以下「受注者」という。)に対し、本調達の実施上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (4) 「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (5) 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本調達に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (6) 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本調達に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (7) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、本調達の実施状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
- (8) 「通知」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本調達に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (9) 「連絡」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本調達に関する事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により知らせる

ことをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

- (10) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。

1-6. 監督員の設置

契約書第3条第1項に基づく本調達監督員は、情報システム課長とする。

2. 納入するライセンス

2-1 共通情報

ライセンスに共通する情報を表 2-1 に示す。

表 2-1 共通情報

アカウントタイプ	一般企業
購入アカウント	東日本高速道路株式会社
提供形態	ボリュームライセンス
Microsoft アカウント用メールアドレス	契約締結後に提示
Microsoft ライセンス制度	ESA 契約（価格レベル D）

2-2 ライセンスの種類及び予定数量

受注者が本契約に基づき調達するライセンスの種類及び予定数量は、表 2-2 に記載のとおりとし、ライセンスの予定数量の内訳は別紙 1 のとおりとする。

なお、予定数量はあくまでも本仕様書作成時点における予定に過ぎず、発注者において当該数量の調達を確約するものではないことに留意すること。

表 2-2 ライセンスの種類及び予定数量

ライセンス名称	製品番号	単位	予定数量
Office365 E3	AAA-10842	ライセンス※	572,200
Azure Active Directory Premium P1	3R2-00002	ライセンス※	572,200
Windows Enterprise E3 Per User	AAA-10787	ライセンス※	547,500
Windows Server CAL SA User	R18-00096	ライセンス※	301,958

※ ライセンスは、1 ユーザ×1 ヶ月分を 1 単位とする。

3. ライセンスの納入

3-1. 納入依頼

発注者は、契約書第 5 条第 1 項に基づく受注者への納入依頼については、納入対象ライセンス及び納入期限を記載した納入依頼書（様式 1）により行うものとする。

なお、納入依頼は原則として、納入期限の 28 日前（休日含む）までに行うものとする。

3-2. 納入物

3-2-1. 発注書等の提出

受注者は納入にあたり、納入依頼書（様式 1）に記載の「1. 発注書等の提出期限」までに、受注者がソフトウェア販売元（日本マイクロソフト株式会社）へ発注したことが証明できる書類（以下、「発注書等」という。）を発注者へ提出するものとし、発注書等の提出は原則、仕様書 3-1 で示す納入依頼を受けてから 14 日以内（休日含む）に行うものとする。

発注書等には、納入依頼書（様式 1）に記載された納入の依頼内容が確認できる情報が含まれるものとし、商流等において関係する他企業の情報や発注金額の情報等、発注者への開示が困難な情報については、黒塗り処理を行ってもよいものとする。

ただし、情報の修正、加筆等を行ってはならない。また、ソフトウェア販売元への発注がオンライン上で処理が行われる場合は、オンライン上のハードコピー等の印刷物により代替可能とする。

3-2-2. ソフトウェアの納入

監督員は、受注者より発注書等が提出された際は、納入対象のライセンスの使用許諾の有無を日本マイクロソフト株式会社に確認し、確認結果を受注者に連絡するものとする。

受注者への連絡は、仕様書 3-2-1 で示す発注書等の提出が行われてから 7 日以内（休日含む）に行うものとする。

受注者は、監督員からの連絡を受けた後、納入依頼書（様式 1）に記載の「2. ライセンス納入期限」までに納品書を提出するものとする。

なお、契約書第 10 条に基づく納入の通知は、納品書（様式 2）により行うものとする。

3-3. 代金の支払

受注者は、契約書第 12 条第 1 項に基づき、納入代金を支払請求書（様式 3）により請求するものとする。発注者は、請求書を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に、受注者が指定する日本国内に所在する銀行の本店又は支店の口座へ振り込む方法で支払いをし、その費用は発注者の負担とする。

4. 秘密保持事項

4-1. 目的

本調達の実施のため、知り得た秘密情報及び個人情報の取扱いに関して、以下のとおり定めるものとする。

4-2. 定義

秘密保持に関する定義は、次の各項目の定めるところによる。

- (1) 「秘密情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、最終改正令和2年6月12日法律第44号)第2条第1項に規定されたものをいう。
- (3) 「秘密情報」及び「個人情報」は、文章・図面・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

4-3. 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を本調達の実施のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報又は個人情報であることを明示しなければならない。

4-4. 目的外の使用

本調達の実施のために提供された秘密情報及び個人情報を本調達の目的以外に使用してはならない。

4-5. 取得の制限

受注者は、本調達の実施に当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4-6. 適切な管理

- (1) 本調達の実施にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。
- (2) 受注者は、本調達の実施に従事している者(以下「従事者」という。に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (3) 監督員が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた文書を発注者に提示すること。

4-7. 利用者の制限

受注者は、本調達の実施のために開示又は提供された秘密情報及び個人情報について、本調達の実施のために必要と認められる従事者以外に開示又は提供してはならない。

4-8. 資料の持ち出しの禁止

秘密情報及び個人情報は、物的移動(複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む)や磁氣的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

4-9. 複写又は複製の禁止

受注者は、本調達を実施するために発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りでない。

4-10. 守秘義務

調達業務上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

- (1) この契約への違反によらず公知であるか、又は入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 本調達と無関係に、当事者が知っていた情報
- (4) 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- (5) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

4-11. 契約期間終了後の取扱い

本調達の契約期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載又は記録された文章、図面、電磁的記録等の媒体(複写物及び複製物を含む。)を返還するとともに、返還が不可能又は困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体等を再生不可能な状態に消去又は廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、契約期間終了後もなお有効とする。

4-12. 第三者への委任等について

受注者は、発注者の承諾がない限り、秘密情報又は個人情報の処理に係る本調達の一部を第三者に委任又は請け負わせてはならない。なお、発注者の承諾を得て本調達の一部を第三者に委任又は請け負わせた場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、本契約における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

4-13. 調査及び報告

発注者は受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で本調達の履行場所に立ち入り、調査を行うことができる。

受注者は、監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告を求められたときは、速やかに必要事項を報告しなければならない。

4-14. 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

4-15. 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生し、これにより発注者又は第三者への損害が生じた場合は、受注者は、発注者又は第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

4-16. 電磁記録媒体等の取扱い

業務の情報等を電磁記録媒体等へ保存する際には、CD-R 及び DVD-R では追記不可の措置

を行ったうえで、入退室制御装置等で制御された区画に保管すること。

なお、CD-RW 及び DVD-RW は使用してはならない。また、廃棄する場合には物理的に破壊又は破碎しなければならない。電磁記録媒体等を送付する場合には、暗号化し破損から保護するため、堅固なケース等に入れて送付すること。

5. その他

5-1. 疑義

本業務にかかる疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

以 上

別紙 1

調達ライセンスの内訳

No.	ライセンス名称、	予定数量	ライセンス期間
1-1	Office365 E3	28,600 ライセンス (14,300 ユーザ×2 ヶ月)	令和 4 年 3 月～ 令和 4 年 5 月 31 日
1-2		176,400 ライセンス (14,700 ユーザ×12 ヶ月)	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 5 年 5 月 31 日
1-3		181,200 ライセンス (15,100 ユーザ×12 ヶ月)	令和 5 年 6 月 1 日～ 令和 6 年 5 月 31 日
1-4		186,000 ライセンス (15,500 ユーザ×12 ヶ月)	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 7 年 5 月 31 日
2-1	Azure Active Directory Premium P1	28,600 ライセンス (14,300 ユーザ×2 ヶ月)	令和 4 年 3 月～ 令和 4 年 5 月 31 日
2-2		176,400 ライセンス (14,700 ユーザ×12 ヶ月)	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 5 年 5 月 31 日
2-3		181,200 ライセンス (15,100 ユーザ×12 ヶ月)	令和 5 年 6 月 1 日～ 令和 6 年 5 月 31 日
2-4		186,000 ライセンス (15,500 ユーザ×12 ヶ月)	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 7 年 5 月 31 日
3-1	Windows Enterprise E3 Per User	180,300 ライセンス (15,025 ユーザ×12 ヶ月)	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 5 年 5 月 31 日
3-2		181,200 ライセンス (15,100 ユーザ×12 ヶ月)	令和 5 年 6 月 1 日～ 令和 6 年 5 月 31 日
3-3		186,000 ライセンス (15,500 ユーザ×12 ヶ月)	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 7 年 5 月 31 日
4-1	Windows Server CAL SA User	15,588 ライセンス (1,299 ユーザ×12 ヶ月)	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 5 年 5 月 31 日
4-2		5,496 ライセンス (1,374 ユーザ×4 ヶ月)	令和 5 年 6 月 1 日～ 令和 5 年 9 月 30 日
4-3		73,674 ライセンス (12,279 ユーザ×6 ヶ月)	令和 5 年 10 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
4-4		28,200 ライセンス (14,100 ユーザ×2 ヶ月)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 5 月 31 日
4-5		101,500 ライセンス (14,500 ユーザ×7 ヶ月)	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 6 年 12 月 31 日
4-6		77,500 ライセンス (15,500 ユーザ×5 ヶ月)	令和 7 年 1 月 1 日～ 令和 7 年 5 月 31 日

住所
 会社名
 代表者名 様

東日本高速道路株式会社
 代表取締役社長

納入依頼書（第 回）

（件名）令和 3 年度 マイクロソフトライセンス調達（単価契約）

契約書第 5 条 1 項に基づき、下記のとおり納入を依頼します。

記

1. 納入対象ライセンス

ライセンス名称	単位	単価	数量	金額	期間
Office365 E3	ライセンス				～ （*ユ-サ*×*ヶ月）
Azure Active Directory Premium P1	ライセンス				～ （*ユ-サ*×*ヶ月）
Windows Enterprise E3 Per User	ライセンス				～ （*ユ-サ*×*ヶ月）
Windows Server CAL SA User	ライセンス				～ （*ユ-サ*×*ヶ月）
小 計					
消費税及び地方消費税相当額					
合 計					

1. 発注書等の提出期限

令和 年 月 日

2. 納入期限

令和 年 月 日

以 上

様式 2

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長

殿

住所

会社名

代表者

(印)

納品書(第 回)

(件 名) 令和 3 年度 マイクロソフトライセンス調達 (単価契約)

令和 年 月 日付け納入依頼書 (第 回) で依頼のありましたライセンスについて
下記のとおり納品します。

記

納入対象ライセンス

ライセンス名称	単位	単価	数量	金額	期間
Office365 E3	ライセンス				～ (*ユ-ザ*×*ヶ月)
Azure Active Directory Premium P1	ライセンス				～ (*ユ-ザ*×*ヶ月)
Windows Enterprise E3 Per User	ライセンス				～ (*ユ-ザ*×*ヶ月)
Windows Server CAL SA User	ライセンス				～ (*ユ-ザ*×*ヶ月)
小 計					
消費税及び地方消費税相当額					
合 計					

以 上

添付書類 発注書等

支 払 請 求 書金 円

ただし、下記件名にかかる納品分（第 回）として。

（件 名）令和 3 年度 マイクロソフトライセンス調達（単価契約）

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長

殿

住所

会社名

代表者

(印)

貴社から当方に支払われる上記請求代金は、下記の振込指定銀行の預金口座に振込み願います。前記の方法による振込みをもって、当方における上記代金の受領と認め、振込指定銀行から貴社に発する(総合)振込受領書を当方の受領書に代えることを承諾します。

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義